

葉山町環境基本計画（案）に対する意見及び町の考え方について

実施期間 平成 23 年 1 月 5 日～平成 23 年 2 月 4 日

No.	項目		意見内容（要約等の修正をしておりません。）	町の考え方
1	第 1 章 1 計画改定の 背景と目的	背景	「葉山の自然を保全し」とあるが、「葉山の自然を守り育て」としたい。P4 枠内文に「環境の保全及び創造」とある。保全だけでは間に合わないからである。	守り育てることは、大変重要なことと認識しており、ここで言う「保全」は、「守り育てる」という概念を含んでおります。
2	(1)背景	国内外と町の 動向	平成 9 年 3 月「葉山町都市計画マスタープラン」施行 「都市計画法に基づく高度地区」を平成 13 年 11 月 20 日に都市計画決定しました。 「葉山町建築物の構造の制限及び地盤面の設定に関する条例」が、平成 18 年 7 月 1 日に施行されました。 「安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例（案）」が・・・を入れたい。	計画期間内の環境関連に係わる主だった計画と条例について記載しています。 また、計画関係は策定時期で、条例は施行時期の年度で整理してあります。
3	第 1 章 1 計画改定の 背景と目的 (2)目的	目的	目的 「景観基本計画策定の目的」と書くべき 本文は目的ではなく、解説。目的は「葉山町環境基本条例第 3 条の基本理念」にもとづき、環境の保全を総合的・計画的に推進するため・・・に改定し、策定するのである。	ここでは改定の目的として、計画期間の終了と環境の著しい変化に対応するものであり、改定における理念としては、環境基本条例によるものであることを補足してあります。
4	第 1 章 2 計画の基本的事項 (1)位置付け	位置付け	第三次葉山町総合計画の下に 「後期実施計画」と入れたい。枠内は葉山町のさまざまな「計画」であり、下部にもうひとつ枠を作って「葉山町まちづくり条例」や「安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例」、「景観計画施行条例」を入れたい。	本計画の根拠となる条例、関係する基本条例及び関係の強い各種計画を記載し、関連性を示しております。
5	第 1 章 2 計画の基本的事項 (2)実施主体	実施主体	実施主体に「町」があるのに、第 4 章に《町の行動》がない。「町の環境の状況」とあるが、これを知るには「環境アセスメント」が必要と思われる。やっているのは「川の水質調査」くらいか。《滞在者》標記を《来訪者》標記に変える。必ずしも滞在しなくても葉山町内を通過するだけの人でも・・・葉山の環境に注意してもらいたいから。	町環境基本条例で「町・事業者・町民・滞在者」という名称により責務を定め、実施主体としてそれぞれの役割としています。 町の行動は、第 3 章 - 3 施策体系の中で、その内容を定めております。

6	第1章 2 計画の基本的事項 (4)対象範囲	対象範囲	協働と連携の楯円内 環境教育、環境情報、の次に「環境アセスメント」を加えたい。 「アセスメント」がだめなら「環境モニター」または「白書」としてもよい。協働のあとに「交流」を加えたい。	総合的環境配慮という範疇の中で、仕組みづくりを考えていく必要があるとしています。
7	第1章 3 計画の構成	計画の構成	この中に環境「実施」計画の章立てがないのは残念。つまり「事業」がない。例えば「葉山町緑の基本計画」には「第9章 重点施策」という章立てがある。例えば川の自然再生などは検討に値する項目ではないだろうか。	この基本計画により、環境に関連する事業が展開されることとしております。
8	第2章 1 自然環境 (1)土地利用	現状と課題	2.4ha「と」、日本の「海」水浴場 課題 文修正「自然的土地利用と都市的土地利用それぞれにおける環境配慮を図ることによって...」、「旧別荘地から継承したまちなみを大切に、風致状態を維持し、海や河川に対する環境負荷の軽減、山林や緑地を保全する土地利用が重要...」としたい。次頁以下の項目と重複するが。「土地利用のための仕組みづくり」とはどういうことか？まちづくり条例や景観基本計画や緑の基本計画のことか？だとしたら、「他の計画や条例との連携を図り」と書いた方がわかり易い。	「2.4ha なっています。」を「が2.4ha となっています。」に修正します。 土地利用は、総合計画や景観計画、その他様々な計画等で規制・誘導を行っておりますが、引続き地域の特性を踏まえ、土地利用のあり方を検討するなどの仕組みづくりが必要であり、地域的には自然環境の保全が図られることとしています。
9	第2章 1 自然環境 (2)森林の保全		「緑の基本計画」との連携を強化する...の言及が欲しい。 生物多様性または生態系への配慮という言及が欲しい。	本計画の第1章 - 2 - (1)の位置づけで関連していることを示しています。 生態系については、第2章 - 1 - (4)動植物・生態系の保全で記載しております。
10	第2章 1 自然環境 (3)海岸や河川などの水辺地の保全		真名瀬海岸でアマモ場再生プロジェクトをやっているはずですが。記述されたい。課題 「生態系を維持し」のところでコイが生態系のバランスを崩している点、記述すべき。「生態空間に配慮した河川整備」のところで「堰堤」が魚の遡上を妨げている。現実を具体的に記述すべき。「河川改修の際には多自然工法を導入する(P34)など自然に配慮した整備が重要です。」と記述されたい。「また、景観にも配慮する必要があります。」を加えること。	民間の自主的活動であり、計画への記載は、そぐわない面があります。 ご意見として承ります。

11	第2章 1 自然環境	現状と課題	生物多様性保全戦略等の生物多様性保全に関するガイドライン作成を明示すること。	施策の実施においては、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて作成していきます。
12	(4)動植物・生態系の保全		「経年的な推移を含む現状把握」とはアセスメントのことか？だとしたら、その導入について言及すればわかり易い。	生物多様性の状況を把握するため、経年的な推移の必要性を示しています。
13	第2章 1 自然環境 (5)農地の保全		援農だけでなく、「上山口寺前谷戸復元プロジェクト」でボランティアによる田圃復元を行っている。 課題 「・後継者の不足による耕作放棄地の増大が心配されます。」「農業への新規参入希望者に対する制度整備が必要です。」との文言追加。	民間の自主的活動であり、計画への記載は、そぐわない面があります。 本計画では、企業等の参入ではなく、町民農園、援農、中高年ホームファーマー事業等の様々な面から農業へ携わる機会が必要であることを記載しております。
14	第2章 2 生活環境 (2)大気汚染の防止		「し尿の下水道処理施設への投入 いままでクリーンセンターで焼却処理していたし尿を平成21年 月より横浜市に委託処理を実施し、今後、下水道施設へ投入することを計画しています。このため、し尿の焼却処理に使っていたA重油の使用を %削減する効果があらわれています。	葉山町地球温暖化計画に基づく年次報告で記載しております。
15			環境性能に優れた「究極のエコカー」である電気自動車（EV）の導入検討をお願いします。 電気自動車は、走行中の排気ガス量が0であり、NOX、SOXなど有害物質を発生しません。さらに「CO2排出量」は同クラスのガソリン車と比べて約70%もの削減が可能だけでなく、「燃費」については80%以上削減することが可能です。 電気自動車の導入について神奈川県では、「2014年度までに県内3,000台の普及」を目指す等、最優先課題の1つとして積極的に進めていることから、葉山町においても、まずは公用車としての率先的な導入を検討していただきたいと思います。	神奈川県の動向も踏まえ、「今後は、燃料の充填設備等を含めた車両導入に係る費用対効果を調査しつつ、更なる環境負荷を軽減する機能を有した自動車の導入を検討していきます。」として、対応を図っていくこととしています。

16	第2章 2 生活環境 (3)水質汚濁の 防止	現状と課題	<p>「公共下水道「等」の整備を進め」に記述訂正。「等」とは合併浄化槽のこと。</p> <p>・川の汚れの主要因は生活排水です。とくに下水道整備が行きとどいていない下山川流域の家庭は、台所や風呂場から流れ出る排水をなるべく汚さないように注意することが必要です。・宅地造成や土木工事で水を大量に使う場合、排水管理を十分注意しておこなうことが重要です。・河川改修の際には多自然工法を導入する(P34)など、少しでも水質浄化に寄与する工法が求められます。・海に流れ出る水を浄化するために、景観的にも優れたビオトープの導入を検討します。</p>	<p>ここでは整備として、公共下水道の事業認可区域についての整備と共に整備済みの区域における管への接続等の普及促進を図ることとしています。</p> <p>なお、合併処理浄化槽に関しては、第3章 - 3 施策体系基本目標2の3として推進することとしています。</p> <p>事業実施の際に参考とさせていただきます。</p>
17	第2章 2 生活環境 (5)騒音・振 動・悪臭の防止		<p>・安全で快適な海水浴場を確保するため、定められたルールにしたがわなければならない旨が記された「安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例(案)」の施行を予定しています。を追加。</p>	<p>左記条例は、快適な海水浴場の事業者・利用者・町の責務を中心としており、騒音等に関しては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の対応とします。</p>
18	第2章 2 生活環境 (6)歴史的な人 文資源の保 全・活用		<p>平成23年1月26日付けで、堀内の「日影茶屋本店」が国登録有形文化財(建造物)に登録されました。葉山の地域資源を紹介したり、活用するため、まちづくり協会が主体となった「葉山まちづくり展」が開催されています。また、ボランティアガイドによる散策ツアーなどが行われています。</p>	<p>平成23年度の進捗状況報告で情報提供させていただきます。</p>
19	第2章 3 資源・エネ ルギーの循環 (1)ゼロ・ウェ イストの推進		<p>事業系ごみの件および発生抑制(生産者責任)に関する言及が少ない。たとえばノーレジ袋運動など、事業者と利用者相互の努力が必要。</p>	<p>具体の活動については、事業実施の際に参考とさせていただきます。</p>

20	第2章 3 資源・エネルギーの循環 (3)エネルギーの有効利用	現状と課題	<p>平成23年度より一色台団地の街灯をLED化することを始め、逐次、公共施設における省エネ製品の導入を図ってまいります。</p> <p>自転車や公共交通機関の利用を奨励し、なるべくマイカーによる移動を抑制します。</p>	<p>第2章-3-(3)エネルギーの有効利用でグリーン購入の推進として記載しております。</p> <p>第2章-2-(2)大気汚染の防止で記載しております。</p>
21			<p>新エネルギーではなく、「再生可能エネルギー」の積極的導入・推進をご検討ください。</p>	<p>本計画では、再生可能エネルギーのうち、普及や支援が必要とされる新エネルギーの記述としております。</p>
22			<p>「クリーンエネルギー」を、「再生可能エネルギー」に修正していただきたいと思っております。</p> <p>主旨は、まずエネルギー利用の無駄を排除すると共に、高効率・高性能な機器・システムによる省エネルギーを行い、更に環境負荷低減のために非化石エネルギーの活用、導入を行うべきであるというものです。</p> <p>太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギー源として永続的に利用できるとされている「再生可能エネルギー」の積極的導入・推進をご検討いただきたいと思っております。</p>	<p>環境に負荷の少ないエネルギーとして、クリーンエネルギーの名称を使用しております。</p>
23	第2章 4 協働と連携 (1)環境教育の推進		<p>(2項目追加)交流の場の形成 親水性護岸、ハイキングコース(山道含む)など、人と自然が触れあえる場を安全に配慮しつつ整備します。エコツーリズムなど環境に配慮した観光を目指します。課題・マナー節度ある整備等 「しかし、観光が環境に悪影響を及ぼすようなことがあれば、本末転倒といわざるをえません。」</p>	<p>具体の活動については、事業実施の際に参考とさせていただきます。</p>
24	第2章 4 協働と連携 (2)環境情報の提供	<p>川流域の生態系調査報告は経年的(定期的)に行う必要があります。将来、「環境影響評価条例」の施行など制度整備や、「自然再生推進法」にもとづく補助金の申請を検討します。</p>	<p>具体の活動については、事業実施の際に参考とさせていただきます。</p>	

25	第2章 4 協働と連携 (3) 町民・事業者・関係自治体との取組と協働	現況と課題	ごみ処理政策に関する町民との協働において、町の政策を提案する性質を持つ「ゼロ・ウェイスト推進委員会」は、条例にもとづく町付属機関とすることが必要となっています。	審議会、委員会が必要な際は、条例に基づき設置します。
26	第2章 4 協働と連携		葉山町に見合った環境アセスメント制度を導入することを明示すること。	総合的環境配慮という範疇の中で、仕組みづくりを考えていく必要があるとしています。
27	(4)総合的環境配慮		まちづくり条例との連携を明確に示すこと。その際、逗子市のような市全域で緑地のノーネットロスを実現するような、定量的な仕組みをよく勉強し、実効性のある仕組みを設けること。	環境配慮を推進するための仕組みづくりを検討する中で、参考とさせていただきます。
28			葉山町に見合った環境アセスメント制度を導入することを明示することと関係して、県の相模湾沿岸海岸浸食対策計画案への意見募集にも関係するが、町における、環境へ著しい影響を与える恐れのある行為(事業等)に対しては、本来、町独自の情報公開制度が必要なものであり、それは冒頭で述べたような、町の環境アセスメント制度を整備することで実現できる。したがって、町独自の環境アセスメント制度を導入すること。	総合的環境配慮という範疇の中で、仕組みづくりを考えていく必要があるとしています。
29			まちづくりの状況 P11 の課題から「自然的土地利用と都市的都市利用」ではないか？課題・「葉山町の環境アセスメント」とは、県環境影響評価条例によるものではなく、もっと地域に根ざした、生態系の実態調査報告をいうのであって、ボランティアや学生の協力を得てやれば、さほど難しいものではないと思う。気楽に楽しみながらやれば、継続的实施も可能だと思うのだが。	総合的環境配慮という範疇の中で、仕組みづくりを考えていく必要があるとしています。

30	第3章 1 望ましい環境像	環境像	<p>スローガンについて 地球上の(不要)人々と協調・共生をはかり (誰が=) 人々の協調・共生によって (今までは)豊かな自然に囲まれた中(状態)で (これから は)豊かな自然を守り育て(ることによって) (目的)安全で快適な生活を実現するまち 安心して快 適な生活ができるまちとしたい。</p>	<p>本計画では、現計画の「望ましい環境像」を踏襲することとしています。</p>
31	第3章 3 施策体系	基本目標1 施策の内容	<p>1 .土地利用「まちづくり条例」や「景観計画」も土地利用に関する内容が記されている。ので追加。2 .森林の保全「緑の基本計画」など森林や緑地に関する計画との整合性を図り、総合的・計画的な緑地保全を推進します。3 .海岸・河川「安全や環境に配慮しながら、水の自然に親しんでもらえる親水の間を提供します」4 .生態系「生物多様性の実態を経年的に調査し、公表します。」5 .農地・農業参入希望者(後継者含む)にさまざまな機会をつくります。</p>	<p>具体の活動については、事業実施の際に参考とさせていただきます。</p>
32		基本目標2 施策の内容	<p>それぞれに葉山の計画を記入すべき。1 大気「地球温暖化対策実行計画」を実行します。2 .水質「葉山町生活排水処理基本計画」4 .「安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例」を遵守します。5 緑化「葉山町緑のきほん計画」を推進します。6 .景観「まちづくり条例」にもとづく地区計画、地域協定、地域まちづくり推進協議会の活動を支援します。(なお「景観条例」はない、「景観法施行条例」)7 .人文資源「葉山町重要文化財」、「町指定天然記念物」を紹介し、保全に努めます。8 を追加 .防災 地すべり、崩落、津波への対策を図ります。・葉山町津波ハザードマップ、町指定避難場所</p>	<p>「施策の方針」は、第2章で取り上げた項目と連動させており、それぞれの施策の内容を記載しております。</p>

33	第3章 3 施策体系	基本目標3 施策の内容	葉山町の計画「葉山町ごみ処理基本計画」、「葉山町一般廃棄物処理基本計画」、「地球温暖化対策実行計画」	ここでは、町が実施すべき具体の施策を記載しています。
34			「クリーンエネルギー」を、「再生可能エネルギー」に修正していただきたいと思ひます。	環境に負荷の少ないエネルギーとして、クリーンエネルギーの名称を使用しております。
35		基本目標4 施策の内容	2 情報の提供「自然状態や生態系の実態調査を充実させます。」を追加(今は貧弱という意味)。5を追加「人と自然がふれあえる場の形成」・今ある場をさらに快適に活用できるように努めます。ハイキンコース(山道含む)の整備、水辺地の整備、川の親水性護岸の整備	「施策の方針」は、第2章で取り上げた項目と連動させており、それぞれの施策の内容を記載しております。
36	第4章 1「基本目標1 人と自然が豊かにふれあえる健全な自然環境の保全」に対する行動	町民の行動 事業者の行動 滞在者の行動	《町民の行動》 地域の農業や農産品に関心を持ち、地産・地消を心がけます。《事業者の行動》 やむを得ず樹木を伐採する場合は補植に努めます。 工事や商品保管の際、環境負荷や景観に配慮しつつ事業を行います。《滞在者》 標記を《来訪者》 標記に変える。P5、P39、P41、P42、P44 同し。	「環境配慮・行動指針」は、第2章で取り上げた項目と連動させており、それぞれの施策の内容を記載しております。 滞在者の名称は、町環境基本条例に基づき引用しているものです。
37	第4章 2「基本目標2 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり」に対する行動		《町民の行動》 洗剤など環境負荷をもたらす生活用品に気をつけます。 ペットの糞は飼い主の責任により処理します。 野焼きや焚き火は町条例によって禁止されています。 やむを得ず行う場合は届け出が必要です。《事業者の行動》 工事の際の排水は、河川を汚すことなく適正に処理します。 資材や廃材を堆積する場合には、景観に配慮した処置を施します。	「環境配慮・行動指針」は、第2章で取り上げた項目と連動させており、それぞれの施策の内容を記載しております。

38	第4章 3「基本目標3 資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり」に対する行動	町民の行動 事業者の行動 滞在者の行動	《町民の行動》 ごみの発生を抑制し、再利用を心がけま す(元文がおかしいので)。 ごみ分別を守り、資源化に協 力します。 生ごみの自家処理に努めます。 買い物時 にはマイバッグを持参し、レジ袋の使用を減らします。 町 内会・子ども会などによる集団資源回収を推進します。《事 業者の行動》 生産や業務にあたって、省エネルギー製品 の使用などグリーン製品を優先して使います。 拡大生産 者責任を自覚し、製品や容器がリサイクルしやすいように 生産します。《来訪者の行動》 クルマの停車時にはアイ ドリングストップに心がけます。	「環境配慮・行動指針」は、第2章で取り上げた 項目と連動させており、それぞれの施策の内容を 記載しております。
39		町民の行動 事業者の行動	「クリーンエネルギー」を、「再生可能エネルギー」に修 正していただきたいと思ひます。	環境に負荷の少ないエネルギーとして、クリーン エネルギーの名称を使用しております。
40	第4章 4「基本目標4 協働と連携で 進める環境保 全」に対する行 動	町民の行動 事業者の行動 滞在者の行動	《町民の行動》 地場産品を積極的に利用し、地産・地消 をこころがけます。《事業者の行動》 環境配慮型事業を 行い、利用者に理解と協力求めます。《事業者の行動》 顧客に対し、マイバッグを奨励し、包装材の減少を目指し ます。《来訪者》 観光や見学の際にはマナーを守り、迷 惑行為をつつしみます。	「環境配慮・行動指針」は、第2章で取り上げた 項目と連動させており、それぞれの施策の内容を 記載しております。
41	第5章 2 計画の進行 管理	進行管理	「計画の実施」の計画がない。それがないと「評価」も曖昧 となる。中には「予算づけ」も必要になるものもあるのでは ないか。「個別計画の策定」がこれにあたるのか。「実施 計画」または「重点施策」または「計画遂行チェックリスト」 を設け、公表し、評価・点検があり、またそれを公表し、 見直し・改善を図るシステムの構築が必要。	進行管理に於いて、計画、実施、公表、改善のサ イクルにより、各事業の進捗状況や予算反映を点 検・評価する仕組みづくりに努めることとしてい ます。
42	資料編 5用語説明	用語説明	資料編用語解説に「再生可能エネルギー」についての説明 を追記していただきたいと思ひます。	用語として使用しないため、記述はしておりませ ん。

43	その他	<p>計画案そのものに異議はありません。</p> <p>高度成長の時代に人生の黄金期をすごした方々は、地球が有限だという事実を認識しにくいようです。</p> <p>この方々に意識の変革を求めるより、先の長い若い人たち、特に子供たちの意識を高めることが有効でしょう。</p> <p>そこで学校における給食の残り物の堆肥化、花壇やミニ菜園、夏場の緑のカーテンなどで土と触れ合う喜び、植物を育てる喜びを体感してほしいと思います。(農業再生に通じる)</p> <p>また公共施設の空き空間を利用したミニリサイクルセンターが各地区にできれば、いらない物と欲しい物の流通が促進されると思います。引き取り手のない品は、順次処分によいのでは。</p>	<p>本計画に対する評価を頂きありがとうございます。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
44		<p>当方が議長を担っていた時の環境審議会の決議を踏襲すること。</p>	<p>必要に応じ、現審議会で審議いただくこととします。</p>